

任意継続被保険者制度

■趣旨

解雇等によりその資格を喪失した被保険者が、さらに他の事業主に雇用されること等により強制被保険者になるまでの期間、暫定的に健康保険の被保険者となる途を開き、その生活を保護するもの
(平成28年11月30日 厚生労働省保健局)

■加入要件

以下の要件を満たしている方は退職後最長2年間加入することができます。

- ・75歳未満の方
- ・退職日までに大同健保被保険者期間が2ヶ月以上ある方
- ・退職後20日以内に申請書の提出と初回保険料を納付した方

■資格喪失事由（健康保険法第38条による）

下記理由で、満了までの2年間の途中で喪失できます。

- ・就職したとき
- ・任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき
- ・死亡したとき
- ・保険料を納付期日までに納付しなかったとき
- ・被用者保険又は後期高齢者医療等の被保険者となったとき
- ・脱退する旨を書面にて保険者に申し出たとき(令和4年1月1日新設)

■保険料

- ・全額被保険者負担(事業主負担なし)
- ・退職時の標準報酬月額、及び当組合の平均標準報酬月額のいずれか低い額に保険料率を乗じた額

加入期間中の収入額による見直しはありません。
次年度の保険料率は2月に開催される組合会で決定します。

介護保険料について

介護保険は、40歳以上のすべての人が加入します。(被扶養者である配偶者等含む)

【任意継続保険料の中で徴収する方】

- ① 40歳以上65歳未満の「任意継続被保険者」
- ② 40歳未満の「任意継続被保険者」であり、かつ40歳以上65歳未満の「被扶養者」がいる方
- ③ 65歳以上の「任意継続被保険者」であり、かつ40歳以上65歳未満の「被扶養者」がいる方

- ・①の場合は、40歳以上65歳未満の被扶養者がいても被扶養者分として改めて介護保険料を納める必要はありません。(被扶養者分としての保険料負担はありません)
- ・65歳以上の介護保険料は、お住まいの市区町村で徴収されます。

■納付方法

【毎月納付】

毎月納付方式・・・ 毎月10日までに保険料を納付
納付期間が保険証有効期間となりますので、毎月15日までに被保険者証を返納

【前納制度】

半期前納方式・・・ 加入月(又は4月)～9月、加入月(又は10月)～翌3月の保険料を期日までに納付
年間一括方式・・・ 加入月(又は4月)～翌3月の保険料を期日までに納付

■納付

加入日(退職日の翌日)から20日以内に、申請及び1ヶ月分の保険料を納付してください。
なお、前納制度をご選択の方は、1ヶ月分と前納保険料を合わせて納付することができます。

※任意継続保険は退職後の加入となりますので、退職日翌日より納付を受け付けます。
退職日前に振込があった場合は、一旦返金させていただくことがあります。

■加入時の保険料

退職前に事業所よりお知らせいただいています。

ご加入後の年度更新による保険料のお知らせは、毎年3月初旬に健保からご自宅に書面で連絡します。
なお、半期前納方式の方は、9月初旬にも書面で連絡します。

■振込口座

振込用紙は用意しておりませんので、以下口座へお振込み手続きしてください。
振込手数料はご負担ください。

| |
|---|
| 三菱UFJ銀行(0005) 内田橋支店(792) 普通預金 0317339 大同特殊鋼健康保険組合 |
|---|

■その他

保険証(被保険者証) 交付について

保険証は、以下の3点がすべて確認できた方から順次交付、ご自宅への発送(レターパック)となります。

- ① 事業所からの「資格喪失届」受理
- ② 「任意継続資格取得申請書」の受理
- ③ 任意継続保険料納付

保険証が届くまでの医療費について

- ・医療機関受診される時は、「交付中」であることを伝え立替払いをお願いします。
(同月内であれば、医療機関で精算できる場合がありますので、医療機関窓口でご確認ください。)
- ・『マイナ受付』の表示がされている医療機関ではマイナンバーカードの健康保険証利用が開始されていますのでご活用下さい。
- ・立替払いをして、医療機関での精算ができなかった場合は、「療養費支給申請書」、領収書(原本)を健保までご提出下さい。詳細はホームページに掲載されています。